

# 令和4年度行政書士試験 速報講評

## ☆☆全体の傾向☆☆

令和4年度試験は、法令等は、例年に比して、難易度が高めの試験でした。攻略の鍵は、行政法の基本知識がどれだけしっかり身につけていたかどうか、また、問題44から46の記述式では、問題文をどれだけしっかり読み取ることができたかどうかであったと思われます。

一方、一般知識等は、例年と比べ、大きな変化はありません。確実に正解できる問題を正解していくことで、基準点はクリアしていきたいところです。

## ☆☆科目ごとの出題傾向☆☆

### 〔憲法〕

憲法は、人権分野で判例の出題がなされましたが、単に知識だけを問うのではなく、現場で考えさせる出題がなされており、やや難しかったのではないかと思います。

### 〔行政法（択一式）〕

行政法では、行政手続法や行政不服審査法では基本的な条文知識を問う問題、行政事件訴訟法や国家賠償では基本判例が出題されていました。ただ、問題9（行政契約）、問題10（行政調査）では、頻出とはいえないテーマからの出題がなされており、解答に手間取ったと考えられます。

### 〔民法（択一式）〕

民法は、条文の単純な知識を問う問題は少なく、判例に関する問題も多く出題されました。また、「賃貸人たる地位の移転」「法定利率」など、改正点からの出題もありました。問題28～問題31は、問題文のボリュームが多く、解くのに時間がかかったと思われます。

### 〔商法〕

商法（会社法）は、分野としては「設立」「株式」「機関」という頻出分野からの出題がなされましたが、問題37（発行可能株式総数）、問題38（特別支配株主の株式売渡請求）では、細かい知識が問われていました。

### 〔一般知識等〕

政治・経済・社会分野では、国際問題に関連した出題が多くみられました。また問題54では久しぶりに環境問題が出題されています。

情報通信・個人情報保護分野は、問題55で近年話題となっているAIについて出題されました。個人

情報保護分野は昨年と同様、1問の出題でした。

文章理解は、昨年は3問とも空欄補充の問題でしたが、今年は問題58が並べ替え問題でした。問題59と問題60は空欄補充の問題となっています。

〔記述式〕

記述式については、予想される論点をあえて外して、現場で与えられた生の事実から、どのように問題を解決するかという力が試されたように思われます。

問題44では、どのような影響を「生ずるおそれ」というヒントと、「当該是正命令がなされないことにより」というヒントがありましたので、非申請型の義務付けの訴えであることに気付くように誘導がなされていました。

問題45では、「売主として本件売買契約を履行するよう求めた場合」というヒントがあり、無権代理人としての責任は追及されていませんので、本人の地位で追認を拒絶できることと、それが信義誠実の原則（信義則）に反しないことを書くように誘導がなされていました。

問題46では、「賃借権の登記は…されていない」というヒントから、賃借人自身の妨害排除請求は認められないという結論にたどり着き、そこから債権者代位権として、Bの所有権にもとづく妨害排除請求権を代位行使するという結論を導いてほしいという意図がありました。「Aは、Bに対応を求めたが、Bは何らの対応もしないまま現在に至っている」というフレーズがあるのも、債権者代位権に気付かせるためのヒントになっています。

全体を通じて、今年の記述式は与えられた事実から何ができるかを問う問題であり、実務家になるための素養を試す試験であったと思います。